

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者適応訓練委託規則
- ◇告示 鳥取県立蚕業技術員養成所規程
- 営農改善資金の貸し付ける資金の限度額及び貸付時期

規則

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則をここに公布する。

昭和三十五年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則

(趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者雇用促進法(昭和三十

五年法律第二百二十三号)第六条の規定に基づき、適応訓練を事業主に委託して実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする身体障害者)

第二条 適応訓練は、これを受けることを希望する求職者である身体障害者であつて、知事が適当と認められたものについて実施する。

(委託する事業主)

第三条 適応訓練は、これの委託を受けることを希望する次の各号に該当する事業所の事業主であつて、知事が適当と認められたものに委託して実施する。

一 適応訓練を行なう職種に係る作業の環境が標準的なものであること。

二 適応訓練を行なうために適当な設備を確保できること。

三 適応訓練の指導を行なうために適当な者を選定できること。

(基準の提示)

第四条 知事は、委託契約を締結するに当たつては、当該事業主に対し、適応訓練の教科及び時間数の基準を示すものとする。

(委託生の取扱)

第五条 委託契約を締結した事業主(以下「受託事業主」という。)は、適応訓練の対象とされた身体障害者(以下「適応訓練生」という。)の取扱については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 適応訓練に関係がない作業に従事させないこと。
- 二 適応訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生その他の作業条件について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定に準ずる取扱いをする。

(他の事業主への委託の禁止)

第六条 受託事業主は、委託を受けた適応訓練を他の事業主に委託してはならない。

(適応訓練の申込)

第七条 適応訓練を受けようとする身体障害者は、適応

訓練申込書(様式第一号)を、公共職業安定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の適応訓練申込書を受理したときは、意見を付して知事に送付するものとする。

(受託申込)

第八条 適応訓練の委託を受けようとする事業主は、適応訓練受託申込書(様式第二号)を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の適応訓練受託申込書を受理したときは、意見を付して知事に送付するものとする。

(委託契約の締結)

第九条 知事は、前二条の申込書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当認めたときは、適応訓練委託契約書(様式第三号)により委託契約を締結するものとする。

2 知事は、委託契約を締結する場合においては、委託

契約の目的を達するために必要な条件を付することができる。

3 知事は、委託契約を締結しようとするときは、当該委託契約によつて、適応訓練を受けることについて、適応訓練委託同意書(様式第四号)により、当該身体障害者の同意を得なければならない。

4 知事は、委託契約を締結したときは、前項の身体障害者に対し、適応訓練実施決定通知書(様式第五号)を送付するものとする。

(委託料の交付)

第十条 県は、受託事業主に対し、適応訓練に要する費用に充てるための委託料を交付する。

2 委託料は月額をもつて定め、適応訓練が行なわれた日が一月に満たない月については、一月を二十五日とした日割計算によるものとする。

3 受託事業主は、毎月五日までに、前月の適応訓練に係る委託料請求書(様式第六号)を、所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出し、委託料の交付を受け

るものとする。

(手当の支給)

第十一条 県は、適応訓練生に対して、手当を支給する。

2 前条第二項の規定は、手当について準用する。

3 適応訓練生は、毎月五日までに、前月の適応訓練に係る手当請求及び受領委任書(様式第七号)を、受託事業主及び所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出し、手当の支給を受けるものとする。

(受託事業主からの協議)

第十二条 受託事業主は、持別の事情により、委託契約を変更し、又は解除しようとするときは、委託契約変更協議書(様式第八号)を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の協議書を受理したときは、意見を付して知事に送付するものとする。

3 知事は、第一項の協議書の送付を受けたときは、その内容を審査し、変更又は解除の諾否を、受託事業主

様式第1号

適 応 訓 練 申 込 書

身体障害者適応訓練委託規則に基づき、適応訓練を受けたいので、
下記のとおり申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(男 女)

年 月 日 生 (才)

鳥取県知事

殿

記

(記入上の注意)

裏の※印欄は記入しないでください。②及び③欄は、身体障害者手帳と戦争病者証明書の両方をお持ちのかたは両方の番号等を記入してください。またこれらの手帳及び証明書をお持ちでないかたは医師の障害種類程度の証明書を添付してください。

障害に関する事項	① 障害の種類	
	② 身体障害者手帳戦争病者証明書	県第 号 年 月 日 交付
	③ 障害程度、等級又は症状等差	級 項(款) 症
	④ 障害の原因	先天性、戦傷、公務、労災、交通、疾病、その他
訓練に関する事項	⑤ 希望職種	
	⑥ 希望する事業所	
	(1) 所在地	
	(2) 通勤又は寄宿の希望	通 勤 寄 宿
	(3) 規模	
⑦	訓練修了後そのまま雇用される希望の有無	
⑧	訓練を希望する理由	

に通知するものとする。

(知事による変更及び解除)

第十三条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、

委託契約を変更又は解除することができる。

一 委託契約締結後の事情の変更により、当該適応訓練を実施することができなくなつた場合

二 受託事業主が委託金を他の用途に使用した場合

三 受託事業主が第五条又は第六条の規定に違反した場合

四 受託事業主が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(委託料の返還)

第十四条 知事は、前条第二号から第四号までのいづれ

かに該当する場合には、すでに支払つた委託料の全部

又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第十五条 知事は、適応訓練の適正な実施を確保するため

必要があると認めるときは、適応訓練の実施の状況

に關し、受託事業主から報告を求め、又は関係職員をして調査させることができる。

(実績報告書)

第十六条 受託事業主は、適応訓練が終了したとき(委託契約が解除されたときを含む。)は、十五日以内に、

適応訓練実施報告書(様式第九号)を所轄公共職業安

定所長を経由して、知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の報告書を受理したとき

は、意見を付して、知事に送付するものとする。

(その他)

第十七条 この規則に定めるもののほか、適応訓練の実

施に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月

一日から適用する。

様式第2号

適 応 訓 練 受 託 申 込 書

身体障害者適応訓練委託規則に基づき、適応訓練の受託を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

昭和 年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者の氏名 ㊟

鳥取県知事 殿

記

※印欄は記入しないでください。

事業所に関する項	① 事業の種類				
	② 事業の内容				
	③ 従業員数	男	名	女	名 計 名
	④ 身体障害者職種別応用人員				
委託に関する事項	⑤ 訓練職種				
	⑥ 訓練職種の機械装置と主要な作業内容				
	⑦ 人員				
	⑧ 障害の種類及び程度				
	⑧ 性別，年令	男	女	年 令	才 — 才
	⑩ 通い，住込みの別	通い		住込み	
	⑪ その他希望事項				
	⑫ 指導員の氏名，学歴，経験及び資格				
	⑬ 訓練修了後そのまま雇用し得る見とおし				
	⑭ その他				

※ 安 定 所 長 の 意 見

① 申込み書 受付番号	月 日 番 号	昭 和 年 月 日 号
② 適応訓練に対する本人の態度		
③ 訓練効果の期待性		
④ 訓練職種		
⑤ 委託を適当とする事業主		
⑥ 総合意見		

※ 安 定 所 長 の 意 見

① 申込み書受付 月 日 番 号	昭 和	年	月	日 号
② 適応訓練に対する事業 主の態度				
③ 訓練修了後そのまま雇 用される見とおし				
④ 総 合 意 見				

様式第3号

適応訓練委託契約書

身体障害者適応訓練委託規則 (以下「規則」という。)
に基づき、鳥取県を甲とし、(住所又は所在地)
(氏名又は名称) を乙として、次のとお
り委託契約を締結する。

第1条 甲は(対象とする身体障害者の住所)
(対象とする身体障害者の氏名)
についての適応訓練を、乙に委託する。

第2条 適応訓練の職種は、 とする。

第3条 適応訓練の期間は、昭和 年 月 日から昭
和 年 月 日までの 月間とする。

第4条 甲は乙に対し、委託料として金 円を
交付する。

第5条 適応訓練は、規則第4条に基づき知事が示す
基準及び規則第17条に基づき知事が別に定めると
ころに従って行なわれるものとする。
上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名
捺印のうえ各各1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日
甲 (県庁所在地) 鳥取県知事 ㊟
乙 (住所又は所在地) (氏名又は名称及び代表者氏名) ㊟

様式第4号

適応訓練委託同意書

昭和 年 月 日に申し込みを行なった適応訓
練を下記のとおり受けることに異議ありません。

昭和 年 月 日

身体障害者の住所 氏 名 殿 ㊟

鳥取県知事 殿

記

① 事業所	(所在地) (名称)
② 事業主又は 代表者の氏名	
③ 職 種	
④ 期 間	
⑤ そ の 他	

様式第5号

適応訓練実施決定通知書

昭和 年 月 日付けをもって受理した適応訓練の申し込みについては、下記のとおり実施することに決定したので通知します。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿
記

① 受託事業所	
② 事業主又は代表者の氏名	
③ 職 種	
④ 期 間	
⑤ そ の 他	

様式第6号

適応訓練委託料請求書

身体障害者適応訓練委託規則第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

昭和 年 月 日
事業所の所在地
事業所の名称
事業主又は代表者の氏名
鳥取県知事 殿
記

金 円也
内 訳

適応訓練生氏名	月区分	訓練日数	金 額	備 考

様式第7号

適応訓練訓練手当請求及び受領委任書

身体障害者適応訓練委託規則第11条の規定に基づき下記(1)のとおり請求し、その受領を下記(2)のとおり委任します。

昭和 年 月 日
適応訓練生の住所
" 氏名 殿
鳥取県知事 殿
記 (1)

受託事業所名	月区分	訓練日数	金 額	備 考

記 (2)
受任者 事業所の所在地
事業所の名称
事業主又は代表者の氏名

様式第8号

変更協議書
適応訓練委託契約解除

身体障害者適応訓練委託規則に基づき、昭和 年 月

日付けをもって締結した委託契約 (の内容を変更) (を解除)

したので、下記のとおり協議します。

昭和 年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

代表者の氏名

㊦

鳥取県知事

殿

記

※印欄は記入しないでください。

1 (変更) 事項

2 理由

※ 安 定 所 長 の 意 見

① 協議書受付 月日 番号	
② 総 合 意 見	

様式第9号

適応訓練実績報告書

身体障害者適応訓練委託規則に基づき締結した昭和

年 月 日付の委託契約により実施した適応

訓練の結果について、下記のとおり報告します。

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者の氏名

㊦

鳥取県知事

殿

記

(※印欄は記入しないでください。)

2 訓練期間等

職 種	訓練期間	訓練日数	委託料総額	訓練手当総額

3 訓練の効果

1 適応訓練生の住所、氏名

4 雇用契約の締結

- (1) 締結年月日
- (2) 期 間
- (3) 賃 金
- (4) 将来の見通し

※ 安定所長の意見

① 報告受付 年月日 番号	
② 報告書記載事 項の真実性	
③ 総合意見	

告示

鳥取県告示第六百三十五号

鳥取県立蚕業技術員養成所規程(昭和二十二年三月鳥取県告示第八十六号)の全部を次のように改正する。

昭和三十五年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立蚕業技術員養成所規程

(目的)

第一条 鳥取県立蚕業技術員養成所(以下「養成所」という。)は、蚕糸業に必要な学理と技術を授け、蚕業技術者又は農村中堅実務者を養成することを目的とする。

(所在地)

第二条 養成所は、鳥取県倉吉市上井五百四十六番地鳥取県蚕業試験場に置く。

(定員)

第三条 養成所に予科及び本科を置き、各料生徒の定員は、次のとおりとする。

- 一 予 科 二十人
- 二 本 科 三十人

(修業年限)

第四条 修業年限は、予科を一年とし、本科を一年とする。

(学年)

第五条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第六条 学年を次の三学期に分ける。

- 第一学期 四月一日から九月三十日まで
- 第二学期 十月一日から十二月三十一日まで
- 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

(休業日)

第七条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 三 冬期休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで
- 四 養成所の開所記念日
- 五 その他所長が必要と認めたる日

2 前項の規定にかかわらず、養蚕実習期間中にあつては、休業しないものとする。

(課程)

第八条 養成所の教授科目及び授業時間は、別表のとおりとする。

(補充教育)

第九条 所長は、生徒が病氣その他やむを得ない理由により、所定の課程を修了できないと認めるときは、必要に応じて補充教育を行なうことができる。

(入所資格)

第十条 養成所に入所することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 予科 中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者
- 二 本科 高等学校若しくは養成所予科を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者

(入所手続)

第十一条 入所を志願する者は、三月二十日までに、入所願(別記様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を

添えて所長に提出しなければならない。

- 一 履歴書 (別記様式第二号)
 - 二 最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (入所の決定)

第十二条 生徒の入所は、入所志願者のうち身体強健、品行方正、かつ意志強固であると認められる者を選考により所長が決定する。

2 入所志願者が定員をこえた場合又は所長が必要と認める場合は、次の各号に掲げる方法によつて選考を行なうことができる。

- 一 学科試験 国語、数学、理科
- 二 口頭試問
- 三 身体検査

(誓約書及び戸籍抄本)

第十三条 生徒は、入所後十五日以内に、身元保証人が連署した誓約書(別記様式第三号)と戸籍抄本を所長に提出しなければならない。

(退所及び休所)

第十四条 生徒が、病気その他やむを得ない理由により退所又は休所しようとするときは、それぞれ退所願(別記様式第四号)又は休所願(別記様式第五号)に、その理由を具し、医師の診断書等これを証するに足る書類を添えて、所長の許可を受けなければならない。

2 所長は、一月以上三月以内の期間で休所を許可することができる。

(授業料)

第十五条 授業料は、徴収しない。

(給与)

第十六条 生徒には、予算の範囲内において、入所期間中現物又は手当を支給する。

(寄宿舎)

第十七条 生徒は、原則として所長の指定する宿泊施設に寄宿しなければならない。ただし、特別の理由により所長が許可したときは、この限りでない。

(研究報告書)

第十八条 本科生徒は、所定期間内に在所中の研究事項

について研究報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

(卒業の認定)

第十九条 卒業の認定は、生徒の平素の成績及び出席時間数等をもととして所長が決定する。

2 前項の出席時間数は、出席しなければならない時間の数の五分の四以上を満たさなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があると認められる場合はこの限りでない。

(卒業証書等)

第二十条 所長は、所定の課程を修了したと認められた生徒には、卒業証書(別記様式第六号)を授与し、本科修了者には別に蚕種検査従事者適任証(別記様式第七号)を交付する。

(表彰)

第二十一条 所長は、他の模範となると認められる者のあるときは、卒業の際にこれを表彰することができる。

(懲戒)

第二十二条 所長は、教育上必要があるときは、その事情により生徒に訓告又は退所の懲戒処分を行なうことができる。ただし、退所は次の各号の一に該当するときに限る。

- 一 成績不良のため卒業の見込みがないと認められる者
- 二 性行不良又は修業怠慢のため生徒として不適当と認められる者
- 三 養成所の秩序を乱した者

(補則)

第二十三条 この規程の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和三十五年四月一日から適用する。

様式第一号

入 所 願

このたび貴養成所(予科)へ入所したいので許可

して下さるようお願いいたします。
昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県立蚕業技術員養成所長 殿

様式第二号

履 歴 書

本籍地

現住所

戸籍筆頭者との続柄

氏ふりがな
年月日生

一 学 歴

二 職 歴

三 賞 罰

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

様式第三号

氏 名 ㊟

収 入 印 紙 ㊟

誓 約 書

このたび貴所(予科)に入所を許可せられたらについて

は、在所中諸規則を守り専心勉学することを誓います。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

本人 氏 名 ㊟
年月日生

年月日生

前書のとおり誓約を順守させるは勿論本人在所中に係
る一切の責任を引き受けます。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

本人との関係

右 保証人 氏 名 ㊟

鳥取県立蚕業技術員養成所長 殿

様式第四号

退 所 願

このたび左記のとおり退所したいと思しますので許可
して下さいようお願いいたします。

記

一 事 由

二 退所年月日

昭和 年 月 日

(予科)
(本科)

生徒 氏 名 ㊟

鳥取県立蚕業技術員養成所長 殿

様式第五号

休 所 願

様式第六号

このたび左記のとおり休所したいと思しますので許可
して下さいようお願いいたします。

記

一 事 由

二 期 間

昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日まで

昭和 年 月 日

(予科)
(本科)

生徒 氏 名 ㊟

鳥取県立蚕業技術員養成所長 殿

鳥取県立蚕業技術員養成所長 殿

様式第六号

卒業証書

氏 名

年月日生

右の者本所(予科)の課程を修了したことを証する。

昭和 年 月 日
本所印

鳥取県立蚕業技術員養成所長 氏

名 ④

第 号

様式第七号

蚕種検査従事者適任証

氏

名

年 月 日 生

右の者は、本所本科の課程を修了したので蚕種検査の適任者であることを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県立蚕業技術員養成所長 氏

名 ④

第 号

別表

計	科目	数	授 科 目	
			本科	予科
	普通学科		100	300
	(学科) 社会、国語、数学、英語、理科 栽桑論、養蚕論、蚕種論、蚕体生理解剖論、蚕病論、製糸論、蚕糸化学、蚕糸業法規、農業氣象論、土壌及び肥料論、農畜業経営論、化学纖維論、紡績論、簿記及び会計、総合農業論、農民教育及び普及技術 (実習実験) 栽桑、育蚕、蚕種製造、蚕体解剖、顕微鏡使用、蚕具製造、農産加工、蚕体病理、蚕糸化学		1,200	1,500
1,000				
2,000				

鳥取県告示第六百三十六号

昭和三十四年七月から九月までの天災により損失を被り、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)に基づく経営資金(以下「天災融資資金」という。)の貸付を受けた開拓者のうち開拓営農振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号。以下「振興法」という。)(第二条に規定する開拓営農振興組合の組合員であるもの)を受けた天災融資資金を振興法第三条及び第四条に規定する営農改善資金として、取り扱う措置を講じた場合において、開拓営農振興臨時措置法に基く営農改善資金の融通要綱(昭和三十三年五月鳥取県告示第百九十五号)第四条に規定する貸し付ける資金の限度額及び貸付時期を次のとおり定める。

昭和三十五年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

貸し付ける資金の限度額

融資総額二百二十三万六千円の範囲内で昭和三十五年

十一月三十日現在における融資機関の貸付残元金の範囲内とする。

貸付時期

昭和三十五年十二月二十日から昭和三十五年十二月三十一日までとする。